日本海事センター
JMC
補助事業

会報

第145号

公益社団法人
日本海海難防止協会

日本海海難防止協会は、本州日本海沿岸(山口県を除く)及び付近水域における、海上交通の安全に寄与するため、次の事業を行っております。

(1) 船舶の航行安全及び海難防止に関する事項の調査研究

(2) 船舶の航行安全に関する教育指導及び情報の提供

(3) 海難防止に関する事項の周知宣伝

(4) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

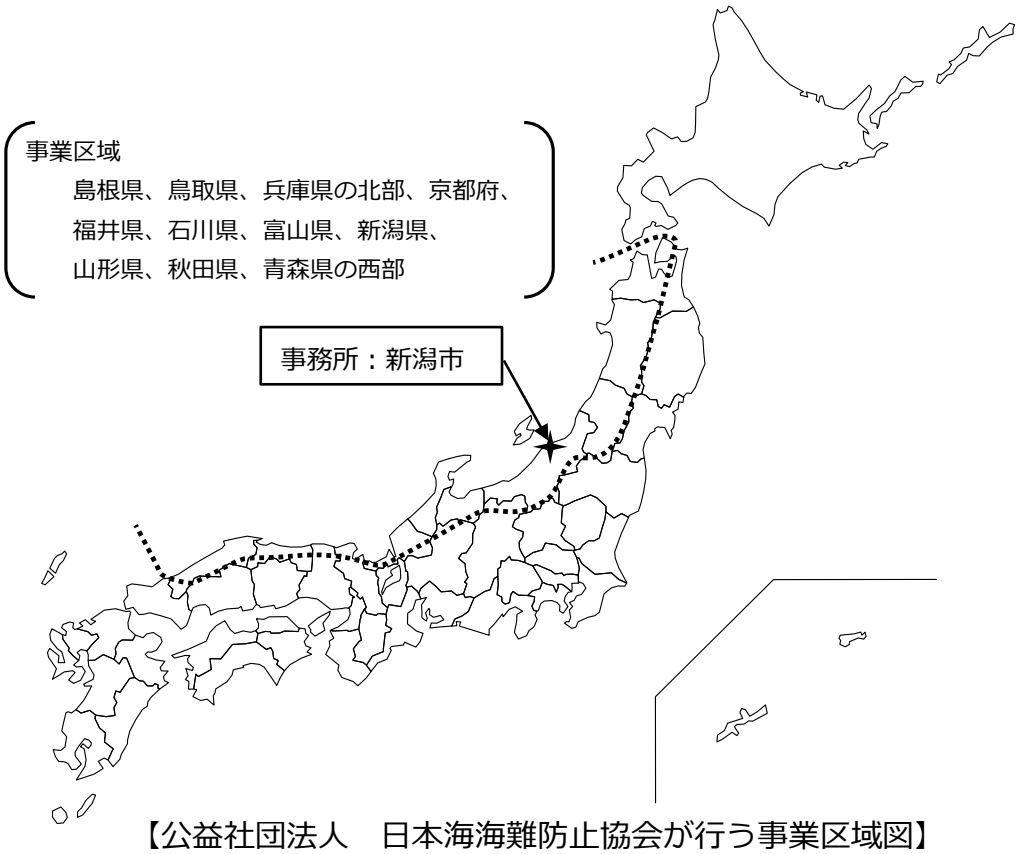

【公益社団法人　日本海海難防止協会が行う事業区域図】

アクセス

○新潟駅(JR 信越線)から

徒歩　約 25 分、ﾀｸｼｰ利用　約 10 分、

ﾊﾞｽ利用　新潟交通　北ふ頭　約 20 分

北ふ頭　停留所下車徒歩約 5 分

○新潟空港から

ﾀｸｼｰ利用　約 20 分、ﾊﾞｽ利用　北ふ頭　約 20 分

○車

国道 113 号線竜が島郵便局前交差点を左折直進、信号を一つ通過後右折し約 50m

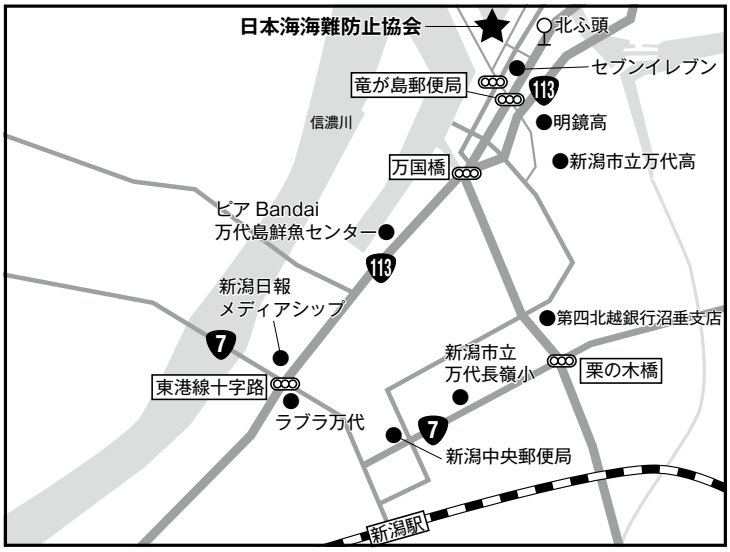

目　　次

Ⅰ　事 業 報 告

Ⅰ－１　調査研究 1

１　北陸電力㈱富山新港火力発電所への大型ＬＮＧ船受入れに伴う航行安全調査 1

1-1　第１回委員会 1

1-2　第２回委員会 2

Ⅰ－２　全国海難防止強調運動の推進 3

１　東北地方海難防止強調運動推進連絡会議 3

２　海難防止強調運動日本海西部地方推進連絡会議 4

３　日本海中部地方海難防止強調運動推進連絡会議 4

４　日本海中部地方における令和７年度海の事故ゼロキャンペーン実施計画 5

Ⅱ　会　務

Ⅱ－１　令和７年度第１回理事会 8

Ⅱ－２　令和７年度通常総会 9

Ⅱ－３　令和７年度第２回理事会 22

Ⅱ－４　令和７年度事業推進連絡会議 23

Ⅱ－５　業務予定 24

Ⅲ　海の安全情報

Ⅲ－１　台風シーズンに備えて 25

Ⅲ－２　海水浴による遊泳事故防止！ 26

Ⅲ－３　隠岐諸島の海図が新しくなりました 28

Ⅲ－４　特に勢力の強い台風来襲時における在港船の早期避難について 29

Ⅲ－５　夏季期間の船舶事故について 31

Ⅲ－６　海洋状況表示システム(海しる)の最新情報 33

Ⅲ－７　台風シーズン到来！ 34

Ⅲ－８　ミニボートに気を付けよう！！ 36

Ⅳ　寄 稿 欄

舞鶴の神様たち（檀神社） 38

Ⅰ　事 業 報 告

Ⅰ－１　調査研究

１　北陸電力㈱富山新港火力発電所への大型ＬＮＧ船受入れに伴う航行安全調査

委員会の構成

（順不同・敬称略）

「委　員」

（委員長）	矢吹　英雄	東京海洋大学　名誉教授
	髙橋　　勝	海上保安大学校　名誉教授
	遠藤　　真	富山高等専門学校　名誉教授
	萩原　貴浩	一般財団法人海上災害防止センター　常務理事
	松田　洋和	一般社団法人日本船長協会　副会長
	矢後　則男	伏木水先区水先人会　副会長
	大門　督幸	伏木海陸運送株式会社　代表取締役社長
	浦　　俊夫	北陸海事株式会社　代表取締役
	塩谷　俊之	新湊漁業協同組合　代表理事組合長

「関係官公庁」

第九管区海上保安本部　交通部
伏木海上保安部
北陸地方整備局　伏木富山港湾事務所
富山地方気象台
富山県　土木部
富山県　富山新港管理局
射水市　都市整備部

1-1　第１回委員会

(1)　開 催 日：令和７年６月６日(金)
(2)　場　　所：富山市　ＡＮＡクラウンプラザホテル富山
(3)　議　　題：
①　大型ＬＮＧ船受入れ計画について
②　調査検討の計画について
③　富山新港の現況について
④　周辺の状況について
⑤　操船シミュレーションによる検討について
（数値シミュレーション方案）

1-2　第２回委員会

(1)　開 催 日：令和７年７月 11 日(金)

(2)　場　　所：富山市　ＡＮＡクラウンプラザホテル富山

(3)　議　　題：

①　第１回委員会質疑への対応について

②　操船に係る基礎検討について

③　操船シミュレーションによる検討について
（ビジュアル操船実験方案）

④　係留の安全性について
（係留動揺シミュレーション方案）

⑤　海上防災対策の確認について

Ⅰ－２　全国海難防止強調運動の推進

海の事故を防止するには、船舶所有者、運航者をはじめとする海事関係者、漁業関係者、マリンレジャー関係者など、船舶運航に直接関わる者はもとより、海運、漁業活動の恩恵を享受している国民に対し、海難防止思想の普及及び高揚並びに海難防止に関する知識・技能の習得及び向上を図る必要があるとして、今年も海の月間に合わせて、７月16日(水)から31日(木)までの16日間を「海難ゼロへの願い」をスローガンに官民の関係者が一体となって、「海の事故ゼロキャンペーン」が行われます。

【重点事項】

①　小型船舶等の海難防止

②　見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進

③　ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保

④　ふくそう海域等の安全性の確保

当協会管内においては、東北地方（第二管区海上保安本部)、日本海中部地方（第九管区海上保安本部)、日本海西部地方（第八管区海上保安本部）の各地域において下記のとおり海難防止強調運動推進連絡会議を開催し、海の事故ゼロキャンペーン実施計画を策定しています。

また、海の事故ゼロキャンペーン期間中においては安全指導・訪船指導などの各種行事が展開される予定となっており、詳細は各海難防止強調運動推進連絡会議から周知されます。

今号では、日本海中部地方における海の事故ゼロキャンペーン実施計画を４項目において紹介します。

１　東北地方海難防止強調運動推進連絡会議

(1)　開 催 日：書面開催

(2)　構成団体：船員災害防止協会東北支部、全日本海員組合東北地方支部、東北漁業無線協会、東北港運協会、東北内航海運組合、東北旅客船協会、(一社)日本マリン事業協会地区活動事務局、NPO 法人パーソナルウオータークラフト安全協会東北地方本部、(公社)東北海事広報協会、(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会東北事務所、(一財)日本気象協会東北支社、㈱日本船舶職員養成協会東北、日本舶用機関整備協会東北支部、(公社)日本海海難防止協会、(一社)日本埋立浚渫協会東北支部、青森県海難防止強調運動推進連絡会、岩手地区海難防止強調運動推進連絡会議、宮城地区海難防止強調運動推進連絡会議秋田県海難防止強調運動推進連絡会議、山形県海難防止強調運動推進連絡

会議、福島県海難防止強調運動推進連絡会議、東北総合通信局、東北地方整備局、東北運輸局、仙台管区気象台、運輸安全委員会事務局仙台事務所、仙台地方海難審判庁、第二管区海上保安本部、(公財)海上保安協会東北地方本部(事務局)

(3) 議　　事：令和７年度海の事故ゼロキャンペーン東北地方実施計画についてなど

２　海難防止強調運動日本海西部地方推進連絡会議

(1) 開 催 日：令和７年６月 26 日(木)

(2) 場　　所：舞鶴市　西駅交流センター

(3) 構成団体：北陸総合通信局、近畿総合通信局、中国総合通信局、境港漁業調整事務所中部運輸局、近畿運輸局、神戸運輸監理部、中国運輸局、近畿地方整備局運輸安全委員会事務局神戸事務所、運輸安全委員会事務局広島事務所、神戸地方海難審判所、広島地方海難審判所、大阪管区気象台、第八管区海上保安本部、(公社)日本海海難防止協会、(公社)近畿海事広報協会、(公財)海上保安協会舞鶴地方本部(福井地区代表、京都地区代表、兵庫北地区代表、境地区代表、石見地区代表)(事務局)

(4) 議　　事：令和７年度日本海西部地方における海の事故ゼロキャンペーン実施計画についてなど

３　日本海中部地方海難防止強調運動推進連絡会議

(1) 開 催 日：令和７年６月 12 日(木)

(2) 場　　所：新潟市　ＡＮＡクラウンプラザホテル新潟

(3) 構成団体：北陸信越運輸局、北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所、新潟地方気象台、信越総合通信局無線通信部無線通信課、新潟漁業調整事務所、新潟県防災局、新潟県警察本部、第九管区海上保安本部、新潟海上保安部、船員災害防止協会北陸信越支部、(公社)北陸信越海事広報協会、北陸信越旅客船協会(一財)日本気象協会新潟支店、日本小型船舶検査機構新潟支部、(一社)日本海事検定協会新潟事業所、全日本海員組合新潟支部、新潟県港湾協会、新潟県水難救済会、新潟県漁業協同組合連合会、新潟内航海運組合、新潟水先区水先人会、新潟海洋少年団、ＰＷ安全協会新潟支部、新潟県セーリング連盟(公財)日本釣振興会北陸地区支部、(公財)海上保安協会新潟地方本部、(公社)日本海海難防止協会(事務局)

(4)　議　　事：令和７年度日本海中部地方における海の事故ゼロキャンペーン実施計画について

(5)　連絡事項：第九管区海上保安本部の取り組みについてなど

４　日本海中部地方における令和７年度海の事故ゼロキャンペーン実施計画

(1) キャンペーンの趣旨

海の事故を防止するには、船舶所有者、運航者をはじめとする海事関係者、漁業関係者、マリンレジャー関係者など、船舶運航に直接関わる者はもとより、海運、漁業活動の恩恵を享受している国民一般に対し、海難防止思想の普及、高揚を図る必要がある。

このため、国土交通省が、広く国民の「海」に対する理解と認識を高めることを目的として定めた「海の月間」（７月１日～31 日）に合わせて、「海難ゼロへの願い」をスローガンに、官民の関係者が一体となって「令和７年度海の事故ゼロキャンペーン」を推進することとする。

(2) 期間

令和７年７月 16 日（水）から 31 日（木）までの 16 日間

(3) 重点事項

①　小型船舶等の海難防止

②　見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進

③　ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保

(4) 重点事項に関する推進項目

①　小型船舶等の海難防止

日本海中部地方においては、過去５年で390隻の海難が発生、うち85%の330隻が小型船舶によるもので、うちプレジャーボートの海難が約55%の213隻を占め、次いで小型漁船が21%の84隻、遊漁船６%の22隻である。

小型船舶の海難について、事故種類別の内訳をみると、運航不能(機関故障)が約18%、衝突が約11%、転覆が約11%、運航不能（推進器障害）が10%、運航不能（荒天難航）が約７%などとなっている。

このうち、運航不能（機関故障）について、その要因は整備不良や老朽損耗となっており、定期的な点検整備の重要性や整備事業者による点検についての周知徹底を図る必要がある。

また、ミニボート等のウォーターアクティビティについては、近年その活動が活発化しており、日本海中部地方においても過去５年、ミニボートによる海難は例年10隻程度発生し、この多くは気象海象の確認不足、知識・技能の不足を要因とするものである。

これらのことから、以下の項目について推進する。

【推進項目】

ア　定期点検の励行・発航前点検の徹底

（シーズン初めの整備業者等による定期的な点検整備、発航前の「発航前検査チェックリスト」を利用した確実な発航前点検）

イ　活発化、多様化するマリンレジャーの安全対策

（海の事故防止に関する知識・技能等を記したウォーターセーフティガイド等の活用、活動（発航）前及び活動中の気象情報の把握、悪化の情報は早めの中止（帰港）決断）

②　見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進

小型漁船の事故については、過去５年間で84隻発生しており、その要因は見張り不十分や操船不適切によるものが多い。

また、貨物船やタンカーの事故については37隻の海難が発生、その半数程が他船との衝突や物件との衝突であり、見張り不十分や操船不適切によるもの、衝突対象物件を認知しているにも関わらず、適切な操船が執られなかったことなど、事前に十分な回避動作が行われなかったものが多い。

これらのことから、以下の項目について推進する。

【推進項目】

ア　適切な見張りの実施

イ　漁労や遊漁中における周辺状況の確認、早めの大きな避航動作

ウ　早期の船舶間の意思疎通、VHFや汽笛信号、AIS情報の活用

③　ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保

船舶から海中転落した乗船者の安全を確保、迅速な救助のため、「浮力の確保」「連絡手段の確保」「速やかな救助要請」が重要である。

また、船舶からの海中転落のみならず、陸上での釣り中における海中転落、海浜での子供の遊泳事故防止など、ライフジャケットの着用の有効性を広く呼び掛ける。

併せて、家族や友人、関係者に目的地や帰宅時間を事前に伝える、現在位置の定期的な連絡も有効である。

これらのことから、以下の項目について推進する。

【推進項目】

ア　ライフジャケットの常時着用

イ　連絡手段の確保（携帯電話等確実な確保）

ウ　118 番等（NET118、Live118、GPS 機能による位置情報の発信）の活用推進

エ　目的地・帰宅時間の連絡

(5)　実施事項

①　広報・周知活動

以下の例を参考に海の事故ゼロキャンペーンの実施について広報する。

ア　テレビ、ラジオ、新聞及びインターネット等(Web、SNS、動画)を利用した広報

イ　行政機関・企業・団体等のホームページ及び広報誌等による広報

ウ　行政庁舎、駅（鉄道、車道)、旅客船ターミナル、遊覧船発着場、マリーナ、漁協等でのポスターの提示及びリーフレットの備え置き

エ　駅（鉄道、車道)、旅客船ターミナル、遊覧船発着場、マリーナ、漁協等でののぼり旗の設置及び電光掲示板による広報

オ　旅客船ターミナル、遊覧船発着場等における場内アナウンス

カ　開催するイベント等でののぼり旗の設置、ポスターの掲示、パンフレット・リーフレットの備え付け、海難防止資料の展示等

②　現場指導、訓練等

合同パトロール、訪船・現場指導、海難防止講習会、海上安全教室、人命救助訓練等の実施（開催）及び参加。

(6) 活動状況の報告

キャンペーン推進連絡会議構成機関・団体は、キャンペーン期間中の活動状況について別紙に記録し、令和７年８月７日（木）までに事務局あて送付する。(「別紙」は記載省略)

Ⅱ　会　務

Ⅱ－１　令和７年度第１回理事会

令和７年度第１回理事会を令和７年５月 13 日(火)ＡＮＡクラウンプラザホテル新潟において、理事 15 名、監事２名が出席され開催しました。

議事は、決議事項４件を審議した結果、出席理事全員異議なく原案のとおり決しました。

なお、第２号議案と第３号議案については、６月 17 日(火)開催の令和７年度通常総会で審議されました。

決議事項

第１号議案　正会員の入会について

承認された新会員　　ジャパンオフショアサポート株式会社（秋田県）

（令和７年５月 13 日～）

第２号議案　令和６年度の事業報告及び決算の書類の承認について

承認された令和６年度の事業報告及び決算の書類は 14～20 ページ参照

第３号議案　役員候補者の選任について

承認された役員候補者は 21 ページ参照

第４号議案　非常勤役員(外部監事)の報酬について

報告事項

業務を執行する理事の職務の執行の状況について

Ⅱ－２　令和７年度通常総会

１　開　催　日　　令和７年６月 17 日(火)

２　場　　所　　ＡＮＡクラウンプラザホテル新潟
(新潟市中央区万代５丁目 11 番 20 号)

３　正会員数及び定足数　　総数　210 名、定足数　106 名

４　出 席 者 数

(1) 出席正会員　　65 名(うち代理出席者 28 名)

(2) 書面表決　正会員　134 名

５　会長の挨拶　　南波　秀憲（㈱リンコーコーポレーション取締役会長）

令和６年度の通常総会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日は、皆様にはご多用のところ多数ご出席を賜り、このように総会が開催できますことを心から感謝申し上げますとともに、日頃から当協会の事業活動･運営にご理解とご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

また、本日の総会には、公務御多用のところ第九管区海上保安本部長　猪瀬様、北陸信越運輸局海事部長　新保様にご臨席を賜り誠にありがとうございます。

さて、今年になっても、世界各地での紛争やトランプ大統領によるアメリカの政策変化などにより国際情勢が日々目まぐるしく変化しており、我が国の経済への影響も大きく懸念される環境下にあります。加えて、近年は気温変動に起因する台風や大雨などの自然災害の激甚化が国内外で大きな問題となっていることは皆様ご承知のとおりです。

このような環境変化の中でも国民の生活を守っていくためには、島国日本の玄関口である港とそこに出入りする船舶の航行安全をしっかり維持していくことが改めて重要になってきていると考えます。

このような状況下、当協会の事業エリアであります青森県から島根県に至る日本海沿岸におきましては、洋上風力発電の開発が進められており、「新潟県村上市、胎内市沖」を含め、国が定める７つの促進区域で事業者が決定されるとともに、「秋田県南部沖」では経済産業省等が進める浮体式洋上風力発電実証実験の実施事業者が選定されております。

また、新型コロナの災禍を経て、大型クルーズ客船の日本海沿岸都市への寄港も順調に増加しているとお聞きしております。

当協会といたしましては、今年度も地域の自治体、事業者の皆様のニーズに応えるべく海

上安全の分野において尽力していく所存でございます。

今年も７月 16 日から 31 日までの間において「海難ゼロへの願い」をスローガンに「令和７年度海の事故ゼロキャンペーン」が始まります。

当協会では海難事故を少しでも減らすべく、運輸局様、海上保安本部様のご指導を受け、引き続き海難事故防止活動を行っていきますが、会員の皆様におかれましては「海難事故ゼロ」に向け、是非ご協力をお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

令和７年４月から公益法人制度が改正されました。この改正は公益法人が行う民間公益活動がより一層活性化することを目的としており、改正後は「財務規律の柔軟化、明確化」のほか「自律的ガバナンスの充実、透明性の向上」などに重点おいた事業運営を行うことになりますが、当協会といたしましては、これまでと同様に適正な業務執行に努めて参ります。

本日の総会におきましては、令和６年度の事業報告及び決算書類の承認、役員の選任についてご審議いただくとともに、令和７年度の事業計画と収支予算についてご報告申し上げることとしております。

会員の皆様におかれましては最後までご審議のほどよろしくお願いいたします。

最後になりますが、皆様のご健勝と、ますますのご発展を祈念いたしまして私の挨拶といたします。

ありがとうございました。

６　来賓からの祝辞

第九管区海上保安本部長　猪瀬　雅樹　様

只今、ご紹介頂きました第九管区海上保安本部長の猪瀬です。本日はこの様な会が盛大に開催されますことを、心から御祝い申し上げます。

また、南波会長をはじめ会員の皆様には、平素から海上保安業務に、御理解、御協力を賜り、この場をお借りして御礼申し上げます。

さて、貴協会におかれましては、長年にわたり、日本海沿岸の海上交通の安全確保に御尽力いただいており、昨年度におきましては、「金沢港港湾計画改訂」や「新潟港大型クルーズ船受入に伴う航行安全対策の策定」など、多大な御貢献を頂いているところです。

九管区内においては、近年、海難件数は横ばい傾向にありますが、当管区といたしましても、日本海における海上交通の安全確保のため、隣接する第二管区・第八管区及び皆様と連携のうえ、官民一体となった海難防止活動を更に推進していく必要があると考えておりますので、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、日本海海難防止協会の更なる御発展と、会員の皆様のご健勝を心から祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

北陸信越運輸局長　佐橋　真人　様　代理　海事部長　新保　一彦　様

北陸信越運輸局海事部長の新保です。局長の佐橋に代わりご挨拶させていただきます。

本日、公益社団法人日本海海難防止協会の令和７年度通常総会が関係各位のご列席のもとに開催されますことを心からお慶び申し上げます。

皆様方には、平素より海事行政をはじめとする国土交通行政に対しまして、格別なご理解とご協力をいただいておりますこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

貴協会におかれましては、青森県から島根県に至る日本海沿岸海域での船舶の航行安全等に係る調査研究、海難防止のための周知宣伝・啓蒙活動など、海上交通の安全に長年寄与されていることに関しまして、深く敬意を表します。

昨年は、元日から能登半島地震が発生し、復興半ばにして９月には豪雨災害に見舞われ、特に石川県内においては甚大な被害が発生いたしました。改めてお亡くなりになられた方々とご遺族に対してお悔やみを申し上げるとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

北陸信越運輸局では、引き続き被災地の運輸・観光の復興に向けて地域公共交通の再構築や観光地の再生に取組んで参ります。

さて、知床遊覧船事故から３年が経過しました。国土交通省では、事業者の安全管理体制の強化や罰則の強化などを柱に 66 項目の再発防止策を取りまとめ､順次取組みを進めているところです。

今年度までに、旅客定員 13 人以上の船舶、旅客定員 12 人以下の事業船共に業務用無線設備や EPIRB（イーパブ）等の非常用位置等発信装置の搭載の義務化が開始され、救命いかだ等の搭載義務化については､旅客定員 13 人以上の船舶については本年４月より適用となっております。この他、安全統括管理者・運航管理者への試験制度についても今年度より開始されております。

当運輸局としましても、安全点検や監査実施の際には、無線等の通信状況の確認、船首ハッチの閉鎖確認などを引き続き重点的に行うとともに、事業者の運航管理体制を継続的に確認することで、事故の未然防止に努めて参ります。皆さまのご協力よろしくお願いいたします。

最後になりますが､「公益社団法人日本海海難防止協会」の益々のご発展と、本日ご列席の皆様､会員の皆様のご健勝とご繁栄を祈念いたしまして､私のご挨拶とさせていただきます。

7　議　　案

決議事項

第１号議案　令和６年度の事業報告及び決算の書類の承認について

承認された令和６年度の事業報告及び決算の書類は 14～20 ページ参照

第２号議案　役員の選任について

承認された役員は 21 ページ参照

報告事項

令和７年度の事業計画書及び収支予算書等について（会報前号 6～12 ページ参照）

8　議事の経過概要

定款第 16 条の規定に基づき南波会長が議長となり、議案の審議を開始し、第１号、第２号議案が異議なく満場一致で承認されました。なお、書面での表決は賛成 134 名でした。

また、令和６年度の事業計画書及び収支予算書等について報告して総会を終了しました。

9　会長退任挨拶

只今、事務局からお話がございましたように、この総会をもちまして公益社団法人日本海海難防止協会会長を退任させて頂きます。

10 年もの長い間、会員の皆様、関係官庁の皆様、そのほか多くの関係者の皆様からのご理解とご支援をいただきまして大過なく過ごすことが出来ました。大変有難うございました。

当協会の事業は、今ほどの事業報告でも説明がございましたように自主事業と受託事業の大きく分けて二つがございます。

自主事業につきましては船舶の航行安全は当然のことながら、昨年度は洋上風力発電が増加したことに伴い洋上風車が船舶用レーダーに影響がないのかといった独特の視点から自主事業を行いました。これが関係者の間ではかなり高い評価を受けたといったことがございました。

そして受託事業でございますが、私が会長を拝命しました10年前は何が多かったかといいますと大型貨物船の航行安全調査が一番多かったのでございます。暫くしますと大型クルーズ客船の航行安全調査が増えておりました。そうこうしているうちにコロナ禍になりまして、コロナ禍の間どうなりましたかというと、クルーズ客船の航行安全調査が全くなくなりました。その代わりに出てきたのが洋上風力発電です。その後、コロナ禍が落ち着き、洋上風力発電は引き続き受託しているところですが、今また増加してきたのがクルーズ客船です。こうしてみますと受託事業が世の中の世相を反映

していると言えるのかなというのがこの 10 年間の感想でございます。

このあとの理事会で新しい執行体制が決まり、引き続き日本海の海難防止に向けた活動を推進していくわけですが、会員の皆様におかれましては引き続き当協会の事業運営にご理解とご支援をお願いしまして、私の退任の挨拶とさせて頂きます。

大変長い間ありがとうございました。

【令和７年度通常総会　第１号議案】

事　業　報　告　書

令和６年４月１日から令和７年３月 31 日まで

Ⅰ　船舶の航行安全及び海難防止に関する事項の調査研究

１　自主事業

(1) 日本海主要港湾における錨泊船舶の安全対策に関する調査研究(美保湾、隠岐諸島及び浜田港周辺海域)

日本海側では、港の多くが河口部にあって、冬季の季節風を防ぐために港の北西方向を防波堤で囲み、港内泊地は狭隘となっています。また、港外泊地は北から西方向の強風を遮る状況に無く、台風や低気圧の発達等による荒天時の錨泊に適する港湾は限られています。更に、地球温暖化は台風の巨大化を助長すると言われ、近年における台風や低気圧の発達による強風は極大化する傾向にあり、荒天時の錨泊船舶の走錨の蓋然性は高いものと思慮されます。

日本海西部海域においては、平成 21 年 1 月に別府湾において荒天避泊中の貨物船が、平成 30 年９月には美保湾において台風避難の貨物船が走錨する事案が発生しています。

これらを踏まえ、令和６年度は、日本海西部の美保湾、隠岐諸島及び浜田港周辺海域を対象として、これまで実施した錨泊に関する調査結果も考慮に入れ、錨泊の実態、地理的特性からの避泊地、錨泊における安全対策等を検討し、船舶交通の安全確保について調査報告書としてとりまとめました。

なお、本事業は公益財団法人日本海事センターからの補助金の助成を受けて行いました。

事業推進連絡会議	令和６年　５月 21 日（新潟市）
第１回委員会	令和６年　９月 25 日（米子市）
第２回委員会	令和６年 11 月 19 日（米子市）
報告書完成	

(2)　洋上風車の船舶用レーダー映像影響に係る航行安全対策の調査研究

政府が進める成長戦略実行計画やエネルギー基本計画で示される洋上風力発電については、2030 年までに 1,000 万 kW、2040 年までに浮体式も含め 3,000 万 kW～4,500 万 kW の導入を目指し洋上風力発電所の設置海域や同発電所に係る基地港湾などの整備が着々と進められる中、令和６年４月には青森港、酒田港が洋上風力発電の設置や管理の拠点となる基地港湾として能代港、秋田港、新潟港に続き指定されたほか、12 月には再エネ海域利

用法に基づく促進区域である「山形県遊佐町沖」及び「青森県沖日本海(南側)」の事業者が決定するなど日本海における洋上風力発電開発が加速しています。

このような状況下、洋上風車の船舶用レーダー映像影響についてレーダー偽造の出現等が懸念されていたところ、令和５年度受託事業の基礎資料調査として実施したレーダー映像調査から、洋上風車のレーダー映像影響に係る航行安全対策について調査研究し、航行安全に資する調査報告書としてとりまとめました。

委員会　　令和６年７月２日（新潟市）

報告書完成

２　受託事業

地方公共団体及び民間企業等から船舶の航行安全又は海難防止に関する調査研究の委託を受け、対象港湾及び船舶交通等に関する専門的知識を有する者、学識経験者の委員及び対象港湾を管理、管轄する関係官公庁、委託者により構成する委員会を設置したうえでの調査研究等を行いました。

(1)　「青森県西北沖洋上風力発電事業計画に係る航行安全調査」

（青森西北沖洋上風力合同会社委託　業務期間：令和３年４月１日
～令和６年８月 31 日）

青森県沖日本海(南側)に設置される洋上風力発電計画について調査検討

報告書(委員会準備資料)完成

(2)　「青森県沖日本海(南側)洋上風力発電事業計画に係る航行安全調査」

（三井物産株式会社委託　業務期間：令和５年 12 月１日
～令和６年５月 31 日）

青森県沖日本海(南側)に設置される洋上風力発電計画について調査検討

報告書(委員会準備資料)完成

(3)　「船川港港湾計画改訂に伴う船舶航行安全対策調査」

（秋田県委託　業務期間：令和５年６月５日～令和６年９月 30 日）

船川港港湾計画改訂に伴う施設計画に係る航行安全について調査検討

第２回委員会　　令和６年　４月 10 日

報告書完成

(4)　「新潟港(西港区)大型客船入出港に係る航行安全調査」

（新潟県委託　業務期間：令和６年５月 10 日～令和７年３月５日）

新潟港（西港区）におけるクルーズ客船の入出港に係る航行安全について調査検討

第１回調査会	令和６年　７月 24 日
ビジュアル操船実験	令和６年 10 月８、９日
作業部会	令和６年 11 月 14 日
第２回調査会	令和６年 12 月 18 日

報告書完成

(5)　「金沢港港湾計画改訂に伴う船舶航行安全対策調査」

（石川県委託　業務期間：令和６年７月 11 日～令和７年２月 28 日）

金沢港港湾計画改訂に伴う施設計画に係る航行安全について調査検討

第１回委員会	令和６年 10 月 25 日
第２回委員会	令和６年 12 月 10 日

報告書完成

(6)　「八峰能代沖洋上風力発電事業に伴う秋田港・船川港利用計画に係る航行安全調査」

（合同会社八峰能代沖洋上風力委託　業務期間：令和６年９月 30 日
～令和７年３月 31 日）

八峰能代沖に設置される洋上風力発電計画に伴う秋田港･船川港利用計画について調査検討

第１回委員会	令和６年 11 月 27 日
第２回委員会	令和７年　３月　５日

報告書完成

(7)　「敦賀港クルーズ客船入出港に係る航行安全調査」

（福井県委託　業務期間：令和６年 10 月 23 日～令和７年４月 30 日）

敦賀港におけるクルーズ客船の入出港に係る航行安全について調査検討

第１回委員会	令和６年 12 月　４日
ビジュアル操船実験	令和６年 12 月 19、20 日
第２回委員会	令和７年　１月 23 日
作業部会	令和７年　２月 21 日
第３回委員会	令和７年　３月 11 日

次年度継続

(8) 「北陸電力㈱富山新港火力発電所への大型ＬＮＧ船受入れに伴う航行安全調査」

（北陸電力株式会社委託　業務期間：令和７年２月 10 日
～令和７年 12 月 31 日）

富山新港火力発電所への大型ＬＮＧ船受入れに係る航行安全について調査検討

資料収集

次年度継続

Ⅱ　海難防止に関する事項の周知宣伝

全国海難防止強調運動の実施計画を受け、地方海難防止強調運動推進連絡会議の事務局または構成団体として参画するとともに、海難防止啓発活動のための関連グッズを作成・配布して活用を図りました。

また、当協会の事業概要、海難防止に関する事項等を掲載した会報を年３回発行し、会員及び関係機関に配布するとともにホームページに掲載しました。

なお、海難防止の周知宣伝は、公益財団法人日本海事センターからの補助金の助成を受けて行いました。

１　地方海難防止強調運動推進連絡会議

(1)　東北地方海難防止強調運動推進連絡会議（構成団体）

(2)　日本海中部地方海難防止強調運動推進連絡会議（事務局）

(3)　海難防止強調運動日本海西部地方推進連絡会議（構成団体）

２　海難防止啓発用品の作成・配布

キーホルダー、ポスター、ウエットティッシュ等

３　会報の発行

・　第 141 号　　520 部

・　第 142 号　　520 部

・　第 143 号　　520 部

Ⅲ　船舶の航行安全に関する教育指導及び情報の提供

１　教育指導

依頼がなかったことから講習会の開催はありません。

２　情報提供事業

委託がなかったことから情報提供事業はありません。

貸借対照表

令和７年３月 31 日現在

（単位：円）

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ 資産の部			
1．流動資産			
現金	172,594	412,400	△ 239,806
預金	12,968,209	11,577,330	1,390,879
未収金	13,684,000	39,195,500	△ 25,511,500
前払金	104,850	104,850	0
仕掛品	6,182,031	8,083,558	△ 1,901,527
流動資産合計	33,111,684	59,373,638	△ 26,261,954
2．固定資産			
(1) 特定資産			
管理運営資産	40,000,000	40,000,000	0
役員退職慰労引当資産	218,750	2,056,250	△ 1,837,500
退職給付引当資産	19,883,750	20,410,313	△ 526,563
特定資産合計	60,102,500	62,466,563	△ 2,364,063
(2) その他固定資産			
什器備品	1	1	0
電話加入権	12,000	12,000	0
その他固定資産合計	12,001	12,001	0
固定資産合計	60,114,501	62,478,564	△ 2,364,063
資産合計	93,226,185	121,852,202	△ 28,626,017
Ⅱ 負債の部			
1．流動負債			
未払金	1,120,561	39,606,227	△ 38,485,666
前受金	10,000,000	1,304,748	8,695,252
預り金	869,098	858,344	10,754
未払消費税等	2,512,400	0	2,512,400
役員賞与引当金	466,666	466,666	0
賞与引当金	2,008,333	1,783,333	225,000
流動負債合計	16,977,058	44,019,318	△ 27,042,260
2．固定負債			
役員退職慰労引当金	218,750	2,056,250	△ 1,837,500
退職給付引当金	19,883,750	20,410,313	△ 526,563
固定負債合計	20,102,500	22,466,563	△ 2,364,063
負債合計	37,079,558	66,485,881	△ 29,406,323
Ⅲ 正味財産の部			
1．指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
（うち基本財産への充当額）	(0)	(0)	(0)
（うち特定資産への充当額）	(0)	(0)	(0)
2．一般正味財産	56,146,627	55,366,321	780,306
（うち基本財産への充当額）	(0)	(0)	(0)
（うち特定資産への充当額）	(40,000,000)	(40,000,000)	(0)
正味財産合計	56,146,627	55,366,321	780,306
負債及び正味財産合計	93,226,185	121,852,202	△ 28,626,017

正味財産増減計算書

令和６年４月１日から令和７年３月31日まで

（単位：円）

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ 一般正味財産増減の部			
１．経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	[1,395]	[1,420]	[△ 25]
特定資産受取利息	1,395	1,420	△ 25
受取会費	[5,740,000]	[6,030,000]	[△ 290,000]
正会員受取会費	5,380,000	5,620,000	△ 240,000
賛助会員受取会費	360,000	410,000	△ 50,000
事業収益	[91,053,748]	[88,462,000]	[2,591,748]
受託事業収益	91,053,748	88,462,000	2,591,748
受取補助金等	[8,585,000]	[8,585,000]	[0]
受取民間補助金	8,585,000	8,585,000	0
雑収益	[11,617]	[313]	[11,304]
受取利息	6,517	313	6,204
雑収益	5,100	0	5,100
経常収益計	105,391,760	103,078,733	2,313,027
(2) 経常費用			
事業費	[89,083,008]	[102,973,241]	[△ 13,890,233]
役員報酬	4,681,427	5,008,553	△ 327,126
給料手当	20,441,532	20,069,931	371,601
臨時雇賃金	157,500	0	157,500
役員賞与引当金繰入額	356,999	356,999	0
賞与引当金繰入額	1,536,375	1,364,250	172,125
役員退職慰労引当金繰入額	217,547	200,813	16,734
退職給付費用	872,341	839,828	32,513
福利厚生費	3,313,757	2,996,134	317,623
委員手当	1,317,000	1,569,000	△ 252,000
会議費	3,100,685	3,314,951	△ 214,266
旅費交通費	8,476,042	8,960,362	△ 484,320
通信運搬費	1,262,873	1,243,723	19,150
消耗什器備品費	854,829	275,591	579,238
消耗品費	837,102	844,240	△ 7,138
修繕費	251,991	52,005	199,986
印刷製本費	4,113,051	4,095,133	17,918
光熱水料費	449,029	404,139	44,890
賃借料	1,961,928	1,958,095	3,833
雑役務費	548,183	249,926	298,257
諸謝金	920,000	695,000	225,000
租税公課	2,961,023	1,936,979	1,024,044
委託費	30,408,777	46,479,039	△ 16,070,262
雑費	43,017	58,550	△ 15,533

科　　目	当　年　度	前　年　度	増　　減
管理費	[15,528,446]	[14,535,268]	[993,178]
役員報酬	1,370,833	1,370,833	0
給料手当	6,054,646	5,450,156	604,490
役員賞与引当金繰入額	109,667	109,667	0
賞与引当金繰入額	471,958	419,083	52,875
役員退職慰労引当金繰入額	66,828	61,687	5,141
退職給付費用	267,972	257,985	9,987
福利厚生費	1,017,952	920,381	97,571
会議費	1,169,097	1,143,626	25,471
旅費交通費	740,275	966,488	△ 226,213
通信運搬費	399,466	352,867	46,599
消耗什器備品費	185,551	84,659	100,892
消耗品費	214,466	265,296	△ 50,830
修繕費	77,409	15,975	61,434
印刷製本費	420,540	389,849	30,691
光熱水料費	137,937	124,147	13,790
賃借料	599,762	601,506	△ 1,744
保険料	104,850	0	104,850
雑役務費	474,167	375,274	98,893
諸謝金	304,150	293,150	11,000
租税公課	875,517	568,561	306,956
支払寄付金	5,000	10,000	△ 5,000
支払利息	15,739	0	15,739
委託費	437,576	746,043	△ 308,467
雑費	7,088	8,035	△ 947
経常費用計	104,611,454	117,508,509	△ 12,897,055
当期経常増減額	780,306	△ 14,429,776	15,210,082
2．経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	780,306	△ 14,429,776	15,210,082
一般正味財産期首残高	55,366,321	69,796,097	△ 14,429,776
一般正味財産期末残高	56,146,627	55,366,321	780,306
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	56,146,627	55,366,321	780,306

※決算の書類、財務諸表に対する注記、財産目録等の詳細は当協会ホームページ（https://nikkaikb.com）の「情報公開」に掲載しています。

【令和７年度通常総会　第２号議案】

役　員　の　選　任　に　つ　い　て

役　員　候　補　者　名　簿

（任期は、令和７年度通常総会終了時～令和９年度通常総会終了時）

（敬称略）

【理事】　※下線は外部理事

理事	本間　常悌	株式会社リンコーコーポレーション 代表取締役社長	新任
理事	西宮　公平	秋田海陸株式会社 取締役会長	重任
理事	大門　督幸	伏木海陸運送株式会社 代表取締役社長	重任
理事	有馬　茂人	敦賀海陸運輸株式会社 代表取締役社長	重任
理事	大橋　　功	公益社団法人日本海海難防止協会	重任
理事	青木　弘市	株式会社本間組 土木事業本部部長	新任
理事	五十嵐 英人	新潟県漁業協同組合連合会 専務理事	重任
理事	五十嵐 由之	東和造船株式会社 代表取締役	重任
理事	江波　恒夫	日本海エル・エヌ・ジー株式会社 取締役社長	重任
理事	小畑　　修	富士運輸株式会社 専務取締役	新任
理事	笠原　　力	新日本海フェリー株式会社 執行役員新潟支店長	重任
理事	金子　文信	株式会社加賀田組 執行役員営業本部長	新任
理事	齋藤　昌昭	株式会社植木組 執行役員新潟支店長	重任
理事	坂本　和彦	株式会社三国 代表取締役会長	重任
理事	笹岡　昭二	新潟水先区水先人会 会長	重任
理事	佐藤　　亨	酒田水先区水先人会 会長	重任
理事	篠﨑　啓二	七尾水先区水先人会 会長	重任
理事	真保　髙弘	佐渡汽船株式会社 常務執行役員安全統括管理者	重任
理事	関口　史洋	新潟県水難救済会 事務局長	新任
理事	西川 順之輔	京都府漁業協同組合 代表理事組合長	重任
理事	細川　英邦	株式会社細川産業 代表取締役	重任
理事	丸山　裕司	北越物流株式会社 代表取締役社長	重任
理事	森脇 啓治郎	境水先区水先人会 会長	重任
理事	八川　勝志	東亜建設工業株式会社北陸支店 支店長	重任
理事	山田　浩一	東洋建設株式会社新潟営業所 所長	重任

【監事】　※下線は外部監事

監事	酒井　真人	公認会計士	新任
監事	佐藤　紳文	日本海曳船株式会社 代表取締役社長	重任

Ⅱ－３　令和７年度第２回理事会

令和７年度第２回理事会を令和７年６月 17 日(火)ＡＮＡクラウンプラザホテル新潟において、理事 19 名、監事２名が出席され開催しました。

議事は、決議事項２件を審議した結果、出席理事全員異議なく原案のとおり決しました。

決議事項

第１号議案　正会員の入会について

承認された新会員　　ニチモウ株式会社　(東京都)

日本海洋事業株式会社　(神奈川県)

(令和７年６月 17 日～)

第２号議案　　業務執行理事の選定について

承認された業務執行理事

代表理事会長	本　間　常　悌
副会長	西　宮　公　平
副会長	大　門　督　幸
副会長	有　馬　茂　人
専務理事	大　橋　　功

Ⅱ－４　令和７年度事業推進連絡会議

１　開　催　日　令和７年６月 18 日(水)

２　場　　所　ＡＮＡクラウンプラザホテル新潟

３　出　席　者　第二管区海上保安本部交通部、第八管区海上保安本部交通部
第九管区海上保安本部海洋情報部、第九管区海上保安本部交通部
新潟県水難救済会、(公財)海上保安協会新潟地方本部

４　議　　事

(1)　航行安全及び海難防止に関する調査研究について

(2)　海難防止に関する周知宣伝について

(3)　航行安全に関する意見交換について

Ⅱ－５　業務予定

内　　容		予　定　月　日
⑴	北陸電力㈱富山新港火力発電所への大型ＬＮＧ船受入れに伴う航行安全調査　ビジュアル操船実験	令和７年８月７、８日
⑵	北陸電力㈱富山新港火力発電所への大型ＬＮＧ船受入れに伴う航行安全調査　作業部会	令和７年９月下旬
⑶	北陸電力㈱富山新港火力発電所への大型ＬＮＧ船受入れに伴う航行安全調査　第３回委員会	令和７年10月下旬
⑷	日本海主要港湾における船舶交通安全対策に関する調査研究（新潟港）　第１回委員会	令和７年11月上旬
⑸	会報第146号発行	令和８年１月下旬

Ⅲ　海の安全情報

Ⅲ－１　台風シーズンに備えて

～荒天に伴う海難を防止するために～

第二管区海上保安本部交通部　航行安全課

例年７月から10月にかけては、台風が東北地方にも接近・上陸する可能性が高まる時期であり、急激な気象の変化により、船舶の乗揚げや転覆の事故につながるおそれがあります。台風シーズンに備え、船舶の安全確保と海難防止に向けた対策をお願いします。以下に、皆様へのお願いを含めた要点をお伝えします。

１　気象情報の早期把握と的確な判断

気象庁が発表する気象警報・注意報・台風情報、海上保安庁が発信する航行警報・AISメッセージは、早期の避難判断や航行計画の見直しに直結する重要な情報です。

海しる(海洋状況表示システム)や気象庁HP、国際VHF、AISメッセージなど複数手段を併用いただき、最新の気象情報の把握に努めましょう。

２　避泊・錨泊中の見張りの徹底

台風接近時には、無理な出港や錨泊中の走錨が重大な船舶事故の原因となります。

各港において船舶交通の危険が予想される際に港長等から勧告が発出され、また、AISメッセージや海の安全情報でも勧告の情報提供をしていますので、安全な避泊場所の確保、錨泊中の適切な見張り、国際VHF16chの常時聴取等を行い、万が一に備えましょう。

３　通報・連絡体制の確保

非常時には、自船の所在・状況・避泊判断を速やかに関係機関へ伝えることが、救助や事故対応の初動を左右します。海上保安庁や関係機関の連絡先を常に把握しておきましょう。

４　走錨事故防止ポータルサイトの活用

走錨事故防止に役立つ以下の情報を掲載していますのでご活用ください。

・海域ごとの走錨事故防止対策
・走錨事故防止ガイドライン＆地域情報
・灯台等で観測した風向・風速等に関する情報（海の安全情報）
・海の安全情報、海しる　等

走錨事故防止ポータルサイト

Ⅲ－２　海水浴による遊泳事故防止！

～海水浴を楽しむために守って欲しい９つの約束～

第二管区海上保安本部交通部　安全対策課

第二管区海上保安本部では、海水浴における事故を防止するため、毎年各地の海上保安部署において、関係機関と協力した事故防止活動を実施しております。

東北地方では、毎年夏季になると海水浴による遊泳事故が多く発生しており、過去５年間（令和２年から令和６年）の事故者数は５３人で、うち１７人の方が死亡又は行方不明となっています。また１０歳代から２０歳代の事故が多く、半数以上を占めています。

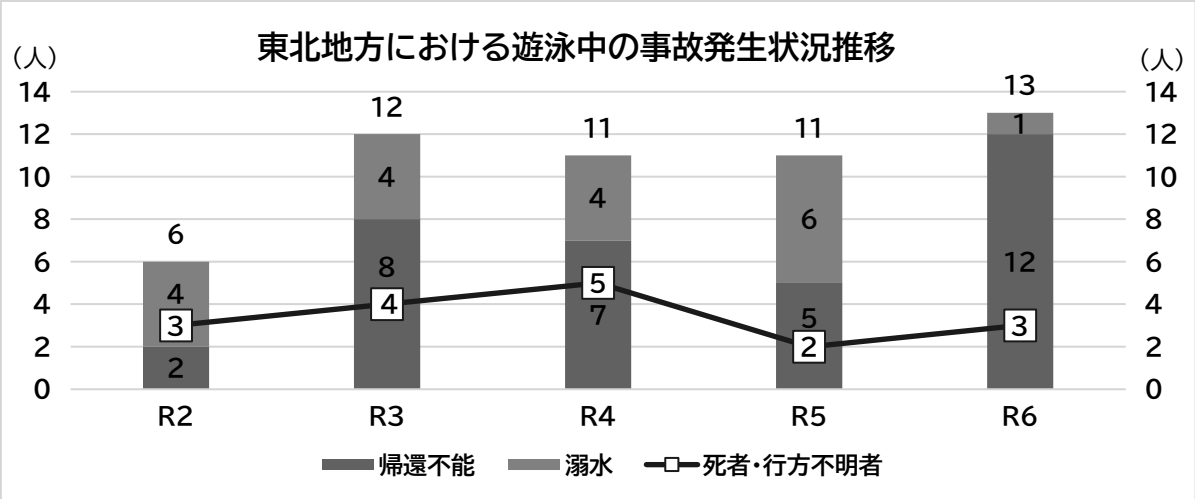

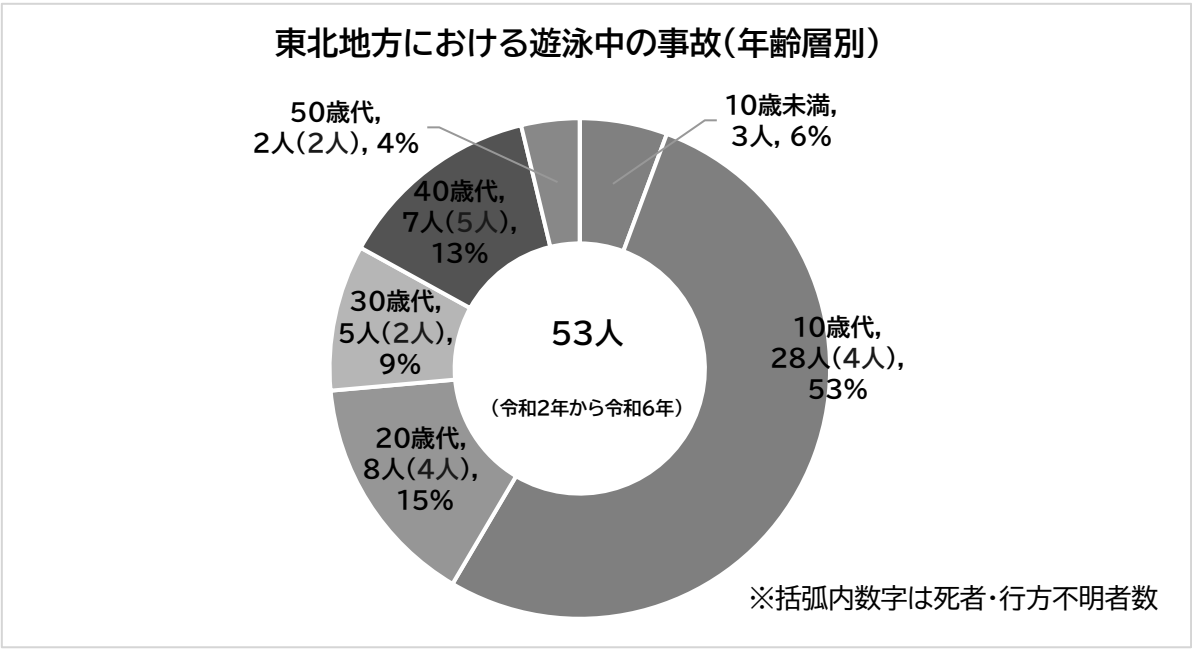

このような状況から、第二管区海上保安本部では、開設された海水浴場での遊泳をお願いするとともに、「海水浴を楽しむために守って欲しい９つの約束」を「海水浴事故防止啓発ソング」として歌にした啓発活動も実施しております。誰もが理解でき、耳に残り、覚えやすい曲となっておりますので、海水浴を楽しむ幅広い世代の方々に啓発ソングを聴いて、覚えて、安全に海水浴を楽しんでいただきたいと思います。

２次元コード又はリンク先ＵＲＬから海水浴事故防止啓発ソングの歌詞、音源及び動画がダウンロードできます。是非アクセスして、安全に海水浴を楽しんでください！

【リンク先】

→　https://www.kaiho.mlit.go.jp/02kanku/song/index.html

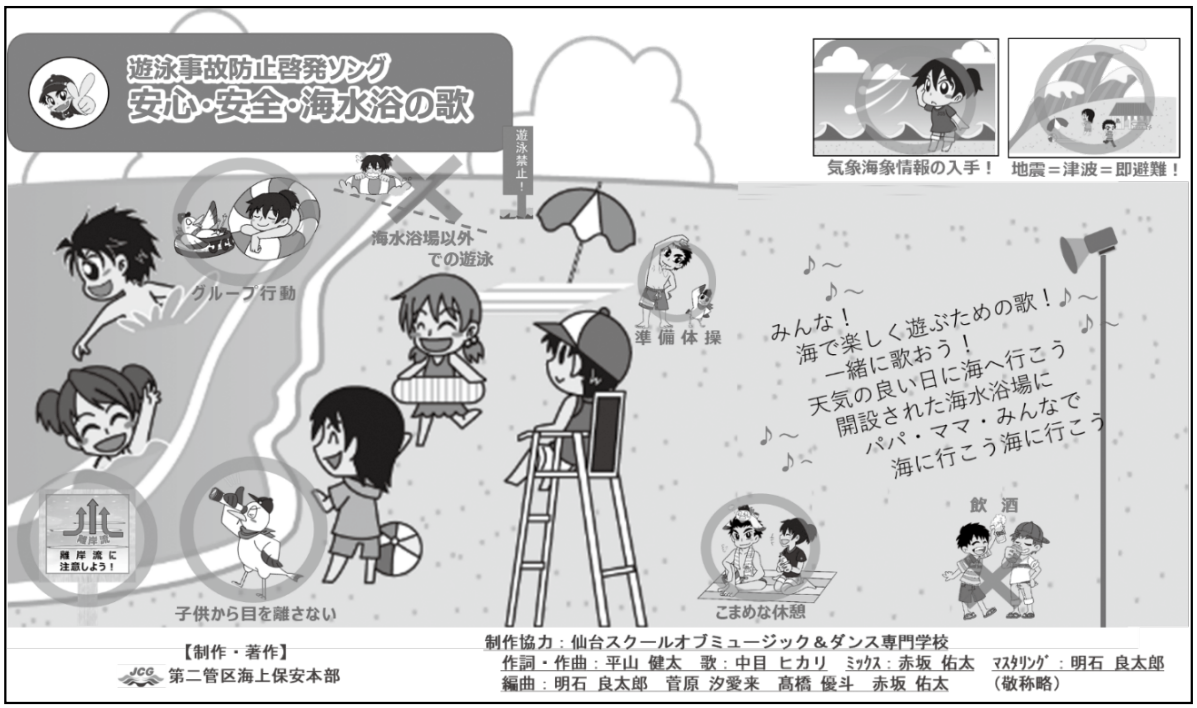

Ⅲ－３　隠岐諸島の海図が新しくなりました

第八管区海上保安本部海洋情報部 監理課

海上保安庁の測量船が令和２年から令和５年に実施した隠岐諸島周辺の測量成果を採り入れた海図「島後水道付近」（Ｗ１１９０）を５月 23 日に、「島前」（Ｗ１１８９）を６月 13 日に発行（改版）しました。

前回の改版は、「島後水道付近」が平成 18 年（2006 年）、「島前」が平成 13 年（2001 年）であったことから約 20 年ぶりの改版となりました。

なお、今回の改版により、これまで使われていた海図は廃版となり航海に使用することができなくなりましたのでご注意ください。（電子海図は「電子水路通報」を適用することにより新しい情報に書き換えられます。）

皆様のご安航をお祈りいたします。

○ 発行した海図

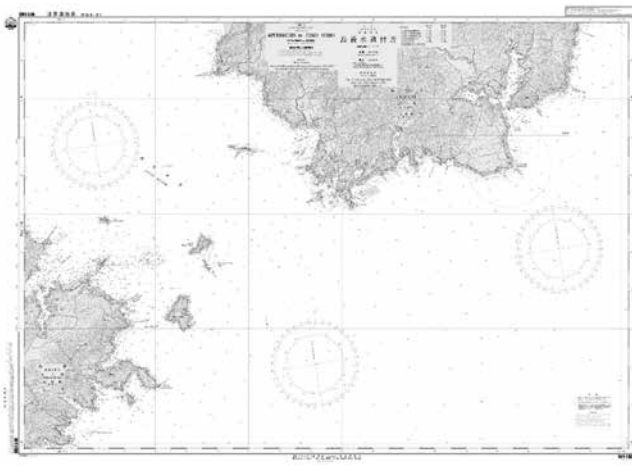

［海図　Ｗ１１９０「島後水道付近」］

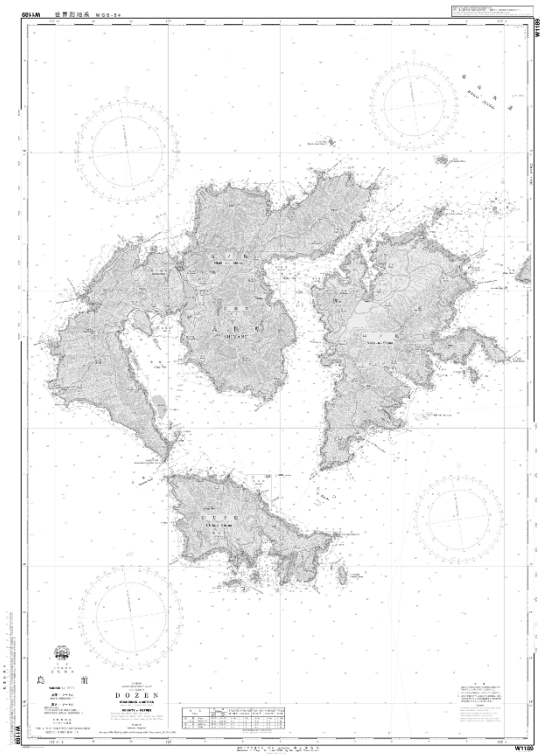

［海図　Ｗ１１８９「島前」］

＜発行した海図の概要＞

海図番号	図名	縮尺	図積	価格（税込）
W1190	島後水道付近	1/30,000	全	3,520 円
W1189	島前	1/30,000	全	3,520 円

Ⅲ－４　特に勢力の強い台風来襲時における在港船の早期避難について

第八管区海上保安本部交通部 航行安全課

１　気候変動と台風強度

近年、地球温暖化により、台風・暴風雨災害の激甚化が進んでいると言われています。気象庁の「日本の気候変動 2025」を見ると、「台風の発生数、日本への接近数に長期的な変化傾向は確認できないが、日本付近の台風は、強度が最大となる緯度が北に移動」との観測結果とともに、「日本付近の個々の台風強度は強まる」との将来予測が示されており、今後、ベテランの船長や港湾関係者でも経験の無い台風に遭遇するかもしれません。

２　走錨事故の教訓

平成 30 年９月４日、大阪湾で台風 21 号に伴う強風が吹き荒れる中、泉州港沖に避泊中のタンカーが走錨し、関西国際空港連絡橋に衝突して甚大な被害が発生したことはご存知の方も多いと思います。運輸安全委員会の公表資料を見ると、このときの風速として「風速 62m/s まで計測できる風速計が振り切った。」との乗組員の証言や関空島地域気象観測所の観測記録で平均風速 40.1m/s（最大瞬間風速 58.1m/s）に達していたことが示されており、船長の想定を超える状況に陥っていたことが窺い知れます。

また、その翌年９月９日にも台風 15 号に伴う強風下、京浜港横浜区沖に避泊中の貨物船が走錨し、南本牧はま道路（橋梁）に衝突して甚大な被害が発生しており、特に勢力の強い台風の直撃を受けた場合には、湾内であっても危険な状況に陥るおそれがあると考えられています。

３　有識者検討会等の提言

海上保安庁では、関西国際空港連絡橋への走錨船衝突事故の発生を受けて、平成 30 年に「荒天時の走錨等に起因する事故の再発防止に係る有識者検討会」を設置し、全国的な走錨対策強化に取組みました。同検討会が令和元年 12 月に取り纏めた第２次報告書では、内湾（海）全体が特に勢力の大きな台風の直撃を受けるなどの場合、堪航性が高く外洋における避泊が可能な大型船等以外の船舶であっても、できるだけ台風の影響の少ない他の海域へ十分な時間的余裕をもって避難する必要があることが提言されています。

また、海上交通安全法に基づく湾外避難・入湾回避勧告制度の創設に先立ち「湾外避難等勧告に関する調査検討委員会」（公益社団法人日本海難防止協会）が令和３年３月に取り纏めた報告書を見ると、最大風速 40m/s を超えると海難の発生件数が著しく増加する傾向があるとの分析結果があり、特に風の影響を大きく受ける乾舷の高い船舶は走錨の危険性が高いことが示されています。

4　走錨事故防止のお願い

第八管区海上保安本部では、全国的な走錨対策強化方針を受けて、管内の港則法適用港における勧告基準の見直しを推進しました。これまでも台風等による強風が予想された場合に港長が港外避難等の勧告を発出する制度がありましたが、特に勢力の強い台風では、前述のとおり、台風の影響が少ない遠方への避難が必要となることを想定し、早期に勧告を発出することとしたものです。

管内の対象港では「第一警戒体制（特別）」「第二警戒体制（特別）」が発動されますので、在港船の船長は、最新の気象情報を確認し、台風の影響が少ない遠方への避難など適切な錨地の選定や十分な時間的余裕をもった避難をお願いします。

また、荷主や港湾関係者の方々におかれましても、在港船の早期避難へのご理解とご協力をお願い致します。

Ⅲ－５　夏季期間の船舶事故について

第八管区海上保安本部交通部 安全対策課

第八管区海上保安本部管内（福井県～島根県）では夏季期間（７，８月）にマリンレジャーが本格化することに伴い、船舶事故が増加する傾向が見られます。

マリンレジャーに使われる船を広く「プレジャーボート」と呼んでいますが、プレジャーボートの事故は発生する船舶事故の多くを占めています。令和６年の年間では、132 隻のうち 65 隻とほぼ半数がプレジャーボートの事故だったほか、７，８月の発生は計 17 隻と年間の約４分の１が夏季に集中していることになります。

統計の数字として見ると少なく感じるかもしれませんが、１隻１隻に「楽しいはずのレジャーが台無しになった」「暑い中、ひたすら救助を待った」など辛い体験が起こっています。このようなことにならないためにも、

- **活動中は常に気象海象の変化、周囲の状況等に注意（浸水、転覆の防止）**
- **発航前点検のほか、整備事業者等による点検整備の実施（故障の防止）**
- **常時見張りの徹底（衝突の防止）**
- **故障時に備え、救助支援者の確保（早期の救助）**

が有効であると考えられます。特に近年はミニボートやカヌーなど風浪の影響で思うように航行できなくなる船舶・レジャーが普及していますので、天気予報だけを見て安心せずに風や波の予報をチェックしてもらいたいと思います。

また、**昨年は９月に漁船の乗組員の方が熱中症になり、搬送される事案が相次ぎました。**海の上では暑さを避けることが難しいのは漁船もプレジャーボートもあまり変わらないと考えられます。近年は９月以降も気温が下がらず暑い日が続く傾向にあることから、暦の上では秋であっても熱中症対策を行ってください。

当管区としても、従来の現地における安全啓発のほか SNS を活用した啓発についても引き続き推進していきたいと思います。

また、海上保安庁では各種マリンレジャーの安全に関する情報を「ウォーターセーフティガイド」として公開しています。

ウォーターセーフティガイド二次元コード：

◆熱中症に注意！（令和６年 啓発事例）

乗船中の熱中症に注意！

漁船の乗組員の方が熱中症で搬送される事案が相次いでいます。

熱中症は、日中に限らず、夜間早朝でも発生しています。

また、症状が悪化した場合は死亡する危険もあります。

適切な対策を行い、熱中症を予防しましょう。

・水分補給や休憩はこまめに行いましょう。

・濡れたタオルや冷却グッズを活用し体温を下げましょう。

・乗組員の方は互いに体調を気遣いながら操業して下さい。

ヘリによる緊急搬送時の状況

JCG 第八管区海上保安本部　問い合わせ先 交通部安全対策課　TEL0773-76-4100（代表）

Ⅲ－６　海洋状況表示システム（海しる）の最新情報

第九管区海上保安本部海洋情報部 監理課

以前にもご紹介しました「海洋状況表示システム」(海しる)の最新情報について、お知らせします。

「海しる」は、“海の今を知るために” 合計 250 以上のさまざまな海洋情報を集約し、地図上で重ね合わせ表示できる情報サービスです。政府及び政府関係機関が収集・提供している海洋情報を一元的に利用することができます。日本の周辺海域のみならず、衛星情報を含む広域の情報を掲載するとともに、気象・海象のようなリアルタイムの情報も掲載しています。船舶の運航管理や漁業、防災、海洋開発といった利用シーンを想定していますが、用途はそれだけに限りません。

皆さんの自由な発想で、さまざまな海洋情報を組み合わせた自分だけの地図を作ってみてください。

令和６年の取組としては、関係省庁・機関等にご協力いただき、「海しる」に地理的表示(GI)登録産品(水産物、水産加工品等)、台風経路図、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域等の多様な分野の情報を新規に掲載しました。さらに、区画漁業権、定置漁業権、共同漁業権や海岸清掃活動等各種情報の更新を行い、提供情報の充実化を図りました。

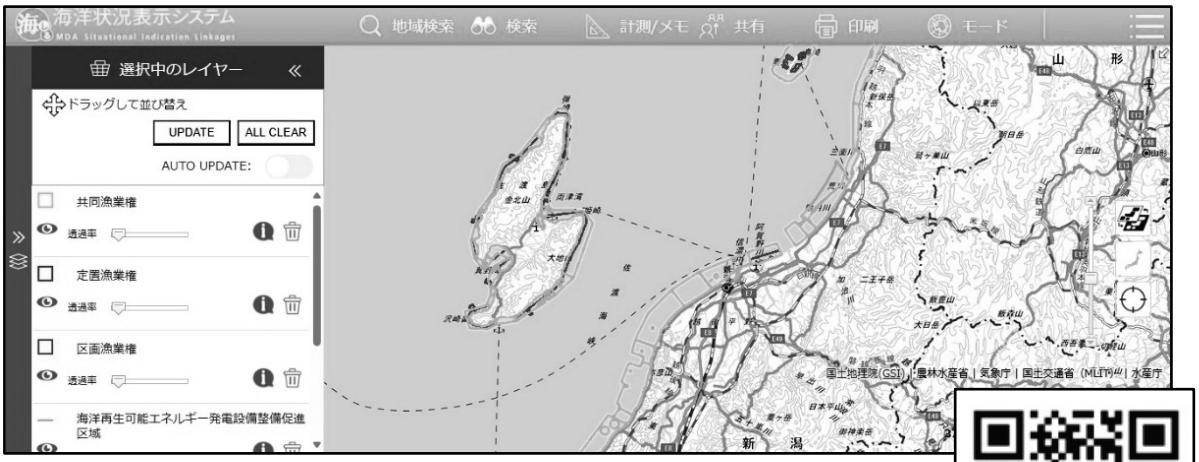

出典：海洋状況表示システム(https://www.msil.go.jp/)より作成,

情報提供元：国土地理院、気象庁、農林水産省、国土交通省、水産庁

Ⅲ－７　台風シーズン到来！

～荒天時の走錨などに起因する事故の防止～

第九管区海上保安本部交通部　航行安全課

本格的に台風が来襲する季節となりました。

昨年、九管区管内においては、台風等に起因する大規模な海難等の発生はありませんでした。

しかし、過去には、平成 16 年 10 月の台風 23 号（接近時の中心気圧 970ｈｐ　最大風速 35ｍ/ｓ）の接近の際、伏木富山港において、岸壁係留中の貨客船が横転する海難が発生し、また、同じ台風で港内錨泊中の帆船が走錨し消波ブロックに乗揚げる海難など、係留中や錨泊中に荒天に見舞われ、甚大な事故に至った事例もあります。

また、昨年９月には、台風 14 号から変わった温帯低気圧が秋雨前線を活発化させ発生した線状降水帯等の影響で、能登半島において記録的な豪雨となり、陸上の災害に留まらず、海上にも多くの流木等が確認されました。

台風 23 号により横転したロシア籍貨客船

台風 23 号により座礁した帆船

時に、台風等の自然現象は、私たちの想像を超える猛威を振るいます。

台風や発達する低気圧等による海難を防ぐため、関係者の皆様にあっては、港長から警戒勧告や避難勧告が発出された際には、勧告される船舶がとるべき措置を遵守するとともに、安全な海域への早期避難等、適切な対応を徹底するようお願いします。

さらに、台風来襲時には、以下の事故防止対策の徹底もお願いします。

・VHFch16 の常時聴取

・小型船舶等で避難しない場合には係留強化、保船対策の徹底

・最新の気象海象情報の早期把握、継続的な情報収集

・適切な走錨事故防止対策の徹底

（適切な錨地の選定、必要な節数の使用）

・走錨の早期検知、早期対応

（適切な守錨当直の実施、早期のエンジンスタンバイ）

・甲板上にある資機材等の流出防止措置の徹底

海上保安庁では、船舶の被害を防止するため、次のサイトで情報を発信していますので、是非、ご活用ください。

〈海の安全情報〉

気象海象などの情報や、港長から発出される勧告などを確認できます。

https://www6.kaiho.mlit.go.jp/09kanku/

〈走錨防止ポータルサイト〉

「海しる」を始め、「走錨事故ガイドライン」や他省庁の資料など走錨事故防止に役立つ情報を掲載したページです。

・海域毎の走錨事故防止対策等

・走錨事故防止ガイドライン＆地域情報等

・海の安全情報(沿岸域情報提供システム)

・「海しる」の活用

・走錨に起因する事故防止に役立つ情報　　等々

https://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/kaijyoukoutsu/soubyo.html

Ⅲ－８　ミニボートに気を付けよう！！

～事故のない安全な海を目指して～

第九管区海上保安本部交通部　安全対策課

船舶運航者の皆様におかれましては、ミニボートを多種多様な船舶が行き会う港内でも見かけることと存じます。

ミニボートは免許不要・検査不要で手軽に楽しむことができる便利なマリンレジャーツールで、利便性がよいですが次の事故に陥りやすいリスク（特徴）があり、九管区内でも毎年 10 隻程度の事故が発生しております。

転覆　⇒　小型のため積荷、人の移動や波によりバランスを崩しやすい

浸水　⇒　舷が低く、波が侵入しやすい

➡ *過去５年間のミニボートの事故種類では転覆が最も多いです。*

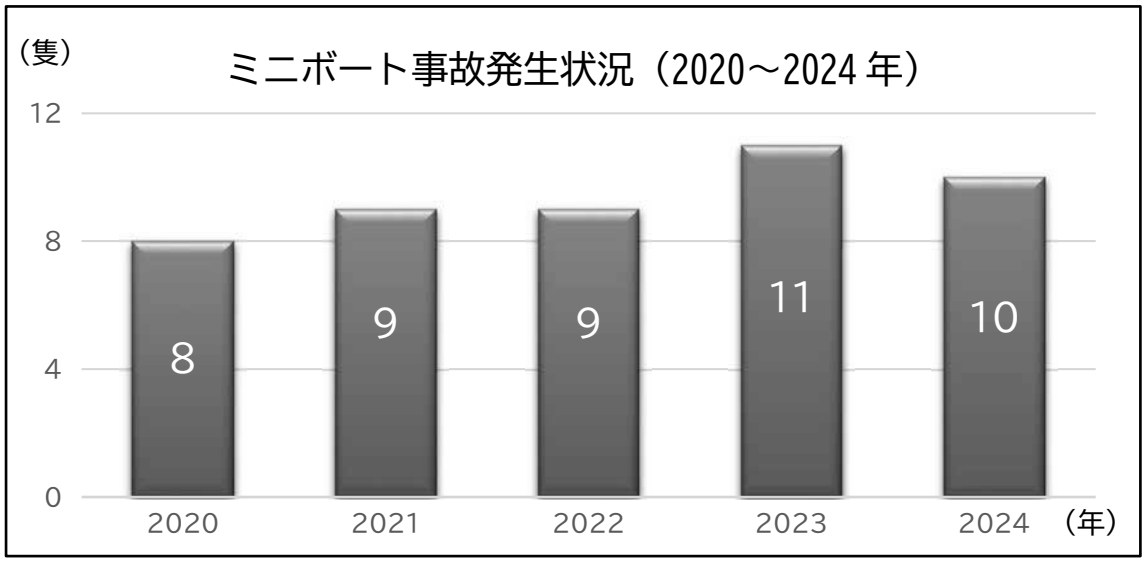

ミニボートは小型であるが故に見えにくく、航走波でも簡単に転覆・浸水する可能性がありますので港内で活動するミニボート付近を航行する際には注意していただきますようお願いします。

※　過去に他船の航走波でミニボートの事故も発生しております。

これから夏季に入りミニボートの活動も益々盛んになってきますが、海上保安庁では、ミニ

ボート・手漕ぎボートユーザーへの安全啓発に引続き努めて参ります。

最後になりますが、第九管区海上保安本部では、各種海難の減少を図るため、「海難０への願い」をスローガンとして、安全に関する必要な情報をまとめた「海の安全通信」を毎月末頃に発信しておりますので、時期折々ご覧いただけますと幸いです。

海の安全通信　～2025 年 4 月号〈港内での安全運航〉～

●海の安全通信バックナンバー

Ⅳ　寄 稿 欄

舞鶴の神様たち（檀神社）

元舞鶴事務所長　山本勝眞

舞鶴市の西方、福知山市大江町に近接して大俣地区という集落があります。

舞鶴中心街から国道 176 号線で福知山方面を目指し、由良川大橋を渡って左折、地頭交差点を右折して府道 533 号線に入り、由良川支流桧川に沿って５キロメートルいった先に今回の檀（だん）神社はあります。

こちらを大俣地区の集落といいますが集落といっても大変広い地区で、密集して民家はなく、どちらかといえば中山間部の閑散としたのどかな場所になります。

府道 533 号線からは、市道に入りすこし奥まったところに神社への入り口があって、６段ほどの石段の上に明神型（笠木が反っている形）の石の鳥居が建っていますので神社はすぐにわかります。額束（鳥居の上の方中央に縦に組まれた部材）には「檀神社」と金文字で標記された額が掲げられています。

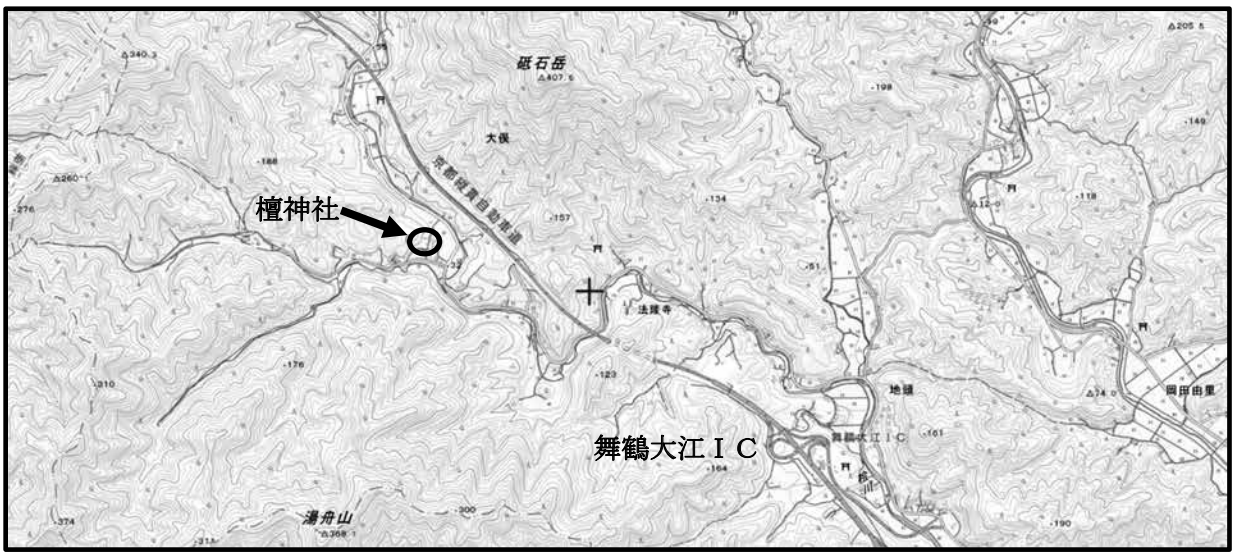

本地図は「地理院地図(GSI Maps)」から編集

鳥居をくぐり 68 段の直線の石段、さらに 16 段の石段を上ると神社境内にいたります。

境内は、テニスコート２面分ぐらいはあろうかと思われる広さで、よく手入れされていました。

その境内奥の正面のさらに一段高い（３段の石段上）ところに、覆い屋に守られて御本殿は鎮座されておりますが、覆い屋といっても立派な彫刻が施されていて、棟からは鈴（本坪鈴（ほんつぼすず））がつりさげられてありますので、拝殿を兼ねているのでしょうか、御本殿と見まがうほど立派な造りになっています。

覆い屋

覆い屋（拝殿？）

また、その前には、御本殿を護るかのように狛犬と、一対の石灯籠が建てられてありました。

ご御本殿は覆い屋の格子戸の奥にあり、これも立派な彫刻の施された建物で、中央正面に大きな鏡（直径 40 センチ？）がありました。

ご本殿の外に目を移しますと、向かって左側に一棟の小宮（境内社）があり、中に奥から順に「天照大御神（あまてらすおおみかみ）」、「天才荒神（てんさいこうじん）」、「若宮荒神（わかみやこうじん）」祠三社が祀られています。

さらにまた少し離れていますが、一棟の境内社があって、ここには大川神社が祀ってありました。

そして向かって右側にもやはり一棟の境内社があり、この中にも奥から稲荷神社、弁財尊天（べんざいそんてん）、古河荒神（ふるかわこうじん）の三神が祀ってありました。

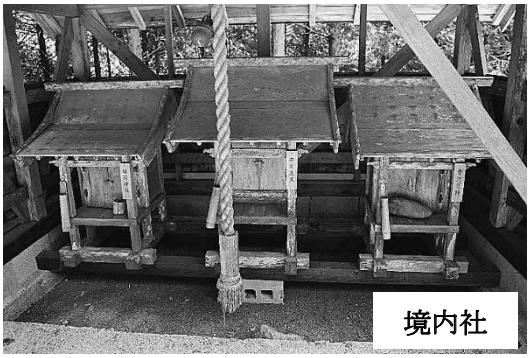
境内社

そのほか、境内の御本殿の正面向かって左寄りには「由緒書き」の石碑が掲げてあります。

境内に登ってすぐの右側には社務所と思われる建物が、またこの檀神社へは、先に紹介したのぼり階段の脇（向かって左側）に、緩い坂道が整備されていて、車（あるいは足の不自由な人）でも上がっていけるように整備されていました。

檀神社の神様は由緒によれば三宝荒神（さんぽうこうじん）、八大荒神（はちだいこうじん）が祀られているようです。荒神さんですから荒ぶる神様です。荒神さんは、火の神様、竈の神様として台所に祀られることか一般的ですね。

檀神社の由緒は石碑によりますと、

「岩神（いわがみ）と称し、当時トノセ谷に祀られていたのを宝暦四年（一七五四）六月、現在地に社殿を

建立し遷宮された。三宝荒神（さんぼうこうじん）、八大荒神（はちだいこうじん）が祭祀されている。

惣谷の旧道に面し新道の開通によって昭和四年（一九二九）大改築が行われ、平成十三年（二〇〇一）十二月に千原勇氏の献身的な信仰によりご本殿の建築奉納がなされた。あらたかな守護神で防火、氏子安全　縁談　家内安全　学業成就　商売繁盛と氏子中から崇敬されている。」

とあります。（トノセ谷、惣谷は大俣地区内の小字名）

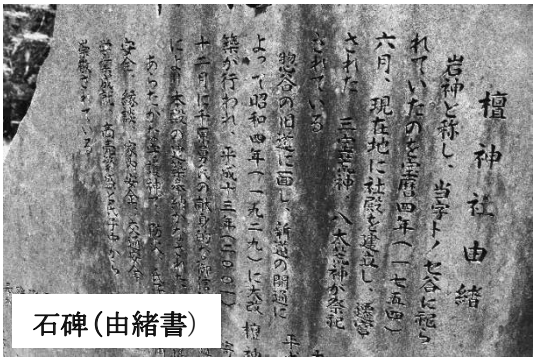

石碑（由緒書）

さて、岩神については諸説ありますが、そのうち奈良の岩上神社の由緒書きによれば、「祭神は、岩穂押開神（いわほおしわけのかみ）と伝える。岩穂押開神は、古事記に記される国津石押分（石押分之子（いしおしわけのこ））のことで、この神は、神武天皇東征（東遷）に際して吉野で神武天皇を迎えた「吉野の国営の祖」とされる。」

とあります。（有尾の神様だそうです。）

なお岩神神社は、他にも京都、岡山、鳥取に岩上神社があるそうですが、いずれも荒神（あらぶる神）が祀られているようです。

神様には荒々しい側面があり、例えば、「素戔嗚尊（すさのおのみこと）」などは荒ぶる神様としての側面が強く、反対に和玉（にぎたま）の側面が強い神様、例えば農業の神「宇迦御霊（うかのみたま）（お稲荷さん）」などがあります。

なお、岩上様には巨石を御神体として祀る神社もあるようです。

三宝荒神は仏法僧の三宝を守り、不浄を許さぬ神で、火を扱うかまどの神と言われ、台所の守護神として祀られることが多いです。つまり神仏習合の仏様として扱われますが、神様としては、火や竈を司る荒神さんのことであります。神道においては竈三柱大神（かまどみはしら）として祀られ、三柱は竈の神様である奥津比古命（おきつひこのみこと）と奥津比売命（おきつひめのみこと）、火の神様である火産霊命（ほむすびのみこと）（火之加具土命（ほのかぐつちのみこと））とされます。

また八大荒神は、玉依比売命（たまよりひめのみこと）（神武天皇の母神様）と、八大龍王（仏教における神）を祭神とします。荒神と表しますので、荒ぶる神さまでしょうが、いずれも水を司るとされる神様でもあります（八大竜王は大蛇です）。

つまりこの檀神社は、火と水の神様と言えるようです。

檀神社全景

社務所

「カンじゃダメ！　海図で正しく　船位確認」

「船の整備は日ごろから　機器の操作は基本から」

会　　報　　第１４５号

令和７年７月発行

発 行 所　新潟市中央区竜が島１丁目９番２号
公益社団法人　日本海海難防止協会
〒950－0072
電　話（025）247－8531
ＦＡＸ（025）247－0316
E-mail nikkaikb@poem.ocn.ne.jp
URL　https://nikkaikb.com

©2025 Nihonkai Association for Marine Safety
(公財)日本海事センターから補助を受け発行しております。

印 刷 所　　株式会社 ウィザップ